

## 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付要綱

	2 1 水 漁 第 3 0 3 6 号
	平 成 2 2 年 3 月 3 0 日
	農 林 水 産 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
一部改正	2 3 水 漁 第 2 1 8 9 号
	平 成 2 4 年 4 月 1 日
一部改正	2 5 水 漁 第 1 5 5 3 号
	平 成 2 6 年 2 月 6 日
一部改正	2 6 水 漁 第 1 2 9 4 号
	平 成 2 7 年 2 月 3 日
一部改正	2 7 水 漁 第 1 4 6 4 号
	平 成 2 8 年 1 月 2 0 日
一部改正	2 8 水 漁 第 1 5 7 8 号
	平 成 2 9 年 3 月 3 1 日
一部改正	元 水 漁 第 1 7 3 9 号
	令 和 2 年 3 月 2 7 日
一部改正	2 水 漁 第 1 2 8 3 号
	令 和 3 年 3 月 2 6 日

### (通則)

- 第 1 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3037 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 第 2 補助金は、漁業用燃油と配合飼料の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みの創設・運営を支援するとともに、漁業者・養殖業者と国の抛出により、漁業用燃油価格差補填金、漁業用燃油価格急騰対策補填金及び養殖用配合飼料価格差補填金を交付するために必要な基金の造成を目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

- 第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「補助事業者」という。）が行う漁業経営セーフティーネット構築事業を実施するための基金造成事業（以下「基金事業」という。）及び基金事業を実施するための補助事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

### (申請手続)

- 第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明

らかでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(基金事業に係る交付の条件)

- 第7 漁業経営セーフティーネット構築等事業基金（以下「基金」という。）は、善良な管理者の注意をもって管理し、第2の交付の目的に反して、基金を取り崩し、処分し又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、事業が全て終了したときは、速やかに事業の精算を行い、水産庁長官に報告しなければならない。この場合において、基金に残額があるときは国費相当額を国に納付するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8 補助事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に別記様式第2号を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第9 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

- 第10 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後の事情変更等により申請の内容を変更、中止又は廃止する場合には、あらかじめ別記様式第4号により大臣の承認を受けなければならない。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更の場合は承認を受けることを要しない。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

- 第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越し承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第12 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第8号により概算払請求書を提出した場合は、

これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(基金の支払)

- 第 13 補助事業者は、基金の支払を受けようとするときは、別記様式第 7 号の支払請求書を大臣及び水産庁長官に提出しなければならない。

(概算払)

- 第 14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 8 号の概算払請求書を大臣及び水産庁長官に提出しなければならない。  
なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく 財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

- 第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 9 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 10 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める基金造成完了報告書は、別記様式第 10 号のとおりとし、補助事業者は、基金の造成が完了したときは、その日から 10 日を経過した日又は 4 月 10 日のいずれか早い日までに、基金造成完了報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 11 号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 4 第 4 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書又は第 2 項の基金造成完了報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第 4 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書又は第 2 項の基金造成完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 12 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。  
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 16 大臣は、第 15 第 1 項又は第 2 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 17 補助事業者は、第 16 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減

額して作成した実績報告書を第 15 第 1 項に準じて提出するものとする。

- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 16 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第 18 大臣は、第 10 第 1 項の規定による補助事業の変更、中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業及び基金事業（以下「補助事業等」という。）に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付決定を受けた後の事情変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第 19 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに基金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 13 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定額の下限)

- 第 20 交付決定額の下限は、3,500 万円とする。  
ただし、交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

(財産の管理等)

- 第 21 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 22 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しよ

うとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の承認による処分については、第 21 第 2 項の規定を準用する。

(残存物件の処理)

第 23 補助事業者は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 24 補助事業者は、第 4、第 7 から第 15、第 17、第 22、第 23 及び第 26 の各規定に基づく申請等の手続（以下「申請等」という。）については、当該規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、申請サービスを使用する方法により申請等を行う場合であっても、本要綱の規定に基づき添付することとされている書類の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本要綱に規定する様式にかかわらず、申請サービスにより提供する様式を用いることができる。

3 大臣は、第 1 項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、申請サービスを使用する方法により行うことができる。

4 補助事業者が第 2 項の規定により申請サービスを使用する方法により申請等を行う場合は、申請サービスのサービス提供者が定める申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(基本的事項の公表)

第 25 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第 26 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによること）に水産庁長官に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第 27 補助事業者は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第 28 補助事業者は、基金事業の経理について、それぞれの基金事業の勘定及び補助事業の経理と明確に区分した上で、帳簿を整理し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかななければならない。

2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(他用途使用の禁止)

第 29 基金は、第 2 に定める漁業用燃油価格差補填金、漁業用燃油価格急騰対策補填金及び養殖用配合飼料価格差補填金の交付以外の用途に使用してはならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第 30 水産庁長官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の 3 及び 4 に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 平成 25 年度補正予算に係る実績報告等については、なお従前の例による。

附則（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 水漁 1464 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定は、なお従前の例による。

附則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 水漁第 1578 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の平成 28 年度以前の予算の補助事業及び基金事業に関する規定は、なお従前の例による。

附則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水漁第 1739 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和元年度以前の予算の補助事業及び基金事業に係る規定については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 水漁第 1283 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和 2 年度以前の予算の補助事業及び基金事業に係る規定については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第 3 及び第 10 関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更
漁業経営セーフティー ネット構築事業	<p>1 漁業経営セーフティーネット 構築事業運営事業 補助事業者が漁業経営セーフ ティーネット構築事業を円滑に 推進するための活動を行うのに 要する経費</p>	定 額	<p>1 経費の欄に掲げる 1 の経費 の増加</p> <p>2 経費の欄に掲げる 2 及び 3 の経費の相互間における 30% を超える経費の増減</p>
	<p>2 漁業用燃油価格安定対策事業 基金造成費 補助事業者が漁業用燃油価格 差補填及び漁業用燃油価格急騰 対策補填に関する補填交付金を 交付するために必要な資金を造 成するのに要する経費</p>	定 額	
	<p>3 養殖用配合飼料価格安定対策 事業基金造成費 補助事業者が養殖用配合飼料 価格差補填に関する補填交付金 を交付するために必要な資金を 造成するのに要する経費</p>	定 額	

別記様式第1号（第4第1項関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金  
（漁業経営セーフティーネット構築事業）交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第4第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 基金造成の内容及び造成計画

(1) 漁業用燃油価格安定対策事業基金造成費

(2) 養殖用配合飼料価格安定対策事業基金造成費

(3) 基金造成計画

基金の保有区分	既申請済額	今回申請額	合 計	備 考
1 漁業用燃油価格安定対策事業 基金造成費	円	円	円	
2 養殖用配合飼料価格安定対策事業 基金造成費				

(注) 1及び2のそれぞれについて、基金の保有区分欄には金融機関への預託等保有形態別に記載すること。また、備考欄には、予定年利利率等を記載すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費	補助金の額	備 考
漁業経営セーフティーネット構築事業 運営事業費	円	円	円

4 事業完了予定年月日

5 添付書類

事業実施主体の定款及び事業計画書（当初）

(注) 添付書類については、本事業の実施にあたり、当年度において既に提出を受けた場合であって、内容に異同が無い場合にあつては、省略することができる。

また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより添付を省略することができる。



別記様式第2号（第8関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金  
交付申請取下届出書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により取り下げたいので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき届け出る。

記

別記様式第3号（第9第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りではない。

別記様式第4号（第10第1項関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金  
（漁業経営セーフティーネット構築事業）変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第10第1項の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別紙様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略するものとする。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（交付申請時以降変更のない場合は省略できる）。

（注3）変更に伴い追加交付を申請する場合には、件名及び本文を以下のとおり置き換えること。

（1）様式の件名「 年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金（漁業経営セーフティーネット構築事業）変更等承認申請書」を、「 年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金（漁業経営セーフティーネット構築事業）変更及び追加交付申請書」とする。

（2）本文中「事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第10第1項の規定に基づき申請する。」を、「事業について、下記のとおり変更したいので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第10第1項の規定に基づき、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第5号（第11第1項関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金  
（漁業経営セーフティネット構築事業）遅延届出書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第11第1項の規定に基づき届け出る。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
漁業経営セーフティネット構築事業 運営事業費	円	円	%	円		
合計						

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第6号（第12第1項関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金  
（漁業経営セーフティネット構築事業）事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第12第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年12月31日までに完了したもの		○年1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
漁業経営セーフティネット構築事業運営事業費	円	円	%	円		
合計						

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第13関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金  
（漁業経営セーフティーネット構築事業）支払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

官署支出官 水産庁長官

殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第13の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額
- 2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第 8 号 (第 14 関係)

年度漁業経営セーフティネット構築事業費補助金  
(漁業経営セーフティネット構築事業) 概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

官署支出官 水産庁長官

殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3036 号農林水産事務次官依命通知）第 14 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。  
(また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。) (注 2)

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状 況報告 ○月○日 現在の 出来高	今回請求額 (C)		残 額 (A)-{(B)+(C)}		事業完 了予定 年月日	備 考
			金 額	出来高		金 額	現在の予 定出来高	金 額	○月○日 までの予 定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「3 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

2 括弧内は、第 12 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第9号（第15第1項関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金  
（漁業経営セーフティーネット構築事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

〔官署支出官 水産庁長官 殿〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定の内容に従い実施したので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金 円の交付を申請する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容

（1）漁業経営セーフティーネット構築事業運営事業費

（2）漁業用燃油価格安定対策事業基金造成費

（3）養殖用配合飼料価格安定対策事業基金造成費

3 経費の配分

区 分	補助事業に 要した経費	補助金の額	備 考
漁業経営セーフティーネット構築事業 運営事業費	円	円	

4 事業完了年月日

5 添付書類

- （注）
- この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
  - 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。
  - 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
  - 軽微な変更があった場合において、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。  
また、このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更がある場合についても添付すること。



別記様式第 10 号（第 15 第 2 項関係）

年度 漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金  
（漁業経営セーフティーネット構築事業）基金造成完了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定の内容に従い実施したので、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3036 号農林水産事務次官依命通知）第 15 第 2 項の規定により、その実績を報告する。

記

- 1 補助金の交付の内容
  
- 2 基金造成の収支決算
  - （1）収入の部（補助金）
  
  - （2）支出の部（基金造成額）

別記様式第 11 号（第 15 第 3 関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金  
 （漁業経営セーフティネット構築事業）年度終了実績報告書

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地  
 団 体 名  
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3036 号農林水産事務次官依命通知）第 15 第 3 項の規定に基づき実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助 金	(A)のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第 12 号（第 15 第 5 項関係）

年度 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金の  
消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定の内容に従い実施したので、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3036 号農林水産事務次官依命通知）第 15 第 5 項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                            | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入<br>控除税額                | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 ( 3 - 2 )                               | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 13 号（第 19 第 3 項関係）

財産管理台帳

事業実施主体名

事業実施年度	農林水産省 所管補助金名

取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	取得 年月日	取得 金額	国庫	事業実 施主体	その他	耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
合計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の周期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。